

大分県報

令和八年
号外（四一）
三月三十一日

（火曜日）

目次

企業局訓令

- 大分県企業局に勤務する職員の期末手当及び奨励手当支給規程の一部改正……………一
臨時的任用職員の管理に関する規程の一部改正……………一
大分県企業局事務決裁規程の一部改正……………一
大分県企業局会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正……………二

○企業局訓令

大分県企業局訓令第二号

本 局
事 業 所

大分県企業局に勤務する職員の期末手当及び奨励手当支給規程（昭和四十三年大分県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

大分県企業局長 渡 辺 淳 一

第五条第二項第五号中「国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）その他の企業局長の定める法人において、」を削る。

第十一条第二項第八号中「規定する週休日」の下に「、就業規程第二条第六項及び第六条第四項において読み替えて準用する同条第三項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日」を加える。

第十三条第一号中「百分の三百二十二・五」を「百分の三百十八・七五」に、「百分の三百八十二・五」を「百分の三百七十八・七五」に改め、同条第二号中「百分の百五十七・五」を「百分の百五十三・七五」に、「百分の百八十七・五」を「百分の百八十三・七五」

に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

大分県企業局訓令第三号

本 局
事 業 所

臨時的任用職員の管理に関する規程（昭和四十三年大分県企業局訓令第三号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

大分県企業局長 渡 辺 淳 一

別表第二の十五の項及び十六の項中「第七条の二第二項」を「第三条第六項第二号イ」に改め、同表の十六の項の区分の欄に次のように加える。

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援を利用する子の当該児童発達支援の利用に係る付添いを行う場合

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

大分県企業局訓令第四号

本 局
事 業 所

大分県企業局事務決裁規程（平成二年大分県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

大分県企業局長 渡 辺 淳 一

別表第一の一の表の四の項の課長の欄中第十五号を第十九号とし、第二号から第十四号までを四号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の四号を加える。

二 就業規程第三条第三項の規定に基づき、所属職員の勤務時間の割振り等を行うこと。
三 就業規程第三条第五項の規定に基づき、所属職員の勤務時間の割振り等を変更すること。

四 就業規程第三条第七項の規定に基づき、所属職員に対し育児介護等職員の申告に係る証明書類の提出等を求めること。

五 就業規程第三条第八項の規定に基づき、所属職員から育児介護等職員に該当しなくなった旨の届出を受理すること。

別表第二の二の表の二の項の課長の欄第二号、第四号、第六号及び第七号中「経済産業局長」を「主務大臣」に改め、同欄第八号中「第五十条の二第三項」を「第五十一条第三項」に、「経済産業局長」を「主務大臣」に改め、同欄第九号中「第十三条」を「第十三条第一項」に、「流量測定」を「水位流量」に、「経済産業大臣」を「経済産業局長」に改め、同欄第十号中「第二条」を「第二条第一項」に、「貯水池及び調整池土砂たい積状況報告、ダム漏水状況報告及び電気保安年報を経済産業大臣及び経済産業局長」を「を経済産業大臣」に改め、同表の五の項の課長の欄第一号中「総務大臣又は総合通信局長」を「総務大臣」に改め、同欄第二号中「第二十一条」を「第二十一条第一項」に改め、同欄第三号及び第四号中「関係機関」を「総務大臣」に改め、同欄第五号を削る。

別表第三の二の項の事業所の長の欄第二号中「センター長並びに部長及び室長（以下この項中「センター長等」という。）」を「センター長等」に改め、第十三号を第十七号とし、第二号から第十二号までを四号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の四号を加える。

二 就業規程第三条第三項の規定に基づき、センター長並びに部長及び室長（以下この項中「センター長等」という。）の勤務時間の割振り等を行うこと。

三 就業規程第三条第五項の規定に基づき、センター長等の勤務時間の割振り等を変更すること。

四 就業規程第三条第七項の規定に基づき、センター長等に対し育児介護等職員の申告に係る証明書類の提出等を求めること。

五 就業規程第三条第八項の規定に基づき、センター長等から育児介護等職員に該当しなくなった旨の届出を受理すること。

別表第三の二の項の部長及び室長の欄中第十二号を第十六号とし、第二号から第十一号までを四号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の四号を加える。

二 就業規程第三条第三項の規定に基づき、所属職員の勤務時間の割振り等を行うこと。

三 就業規程第三条第五項の規定に基づき、所属職員の勤務時間の割振り等を変更すること。

四 就業規程第三条第七項の規定に基づき、所属職員に対し育児介護等職員の申告に係る証明書類の提出等を求めること。

五 就業規程第三条第八項の規定に基づき、所属職員から育児介護等職員に該当しなくなった旨の届出を受理すること。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

大分県企業局訓令第五号

本 局
事 業 所

大分県企業局会計年度任用職員の管理に関する規程（令和二年大分県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

大分県企業局長 渡 辺 淳 一

第十四条第二項中「種類」を「種目」に、「第六条第一項」を「第六条」に、「車賃、宿泊料、食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に改める。

別表第二の十五の項中「第七条の二第一項」を「第三条第六項第二号イ」に改める。

別表第三の五の項中「第七条の二第一項」を「第三条第六項第二号イ」に改め、原因の欄に次のように加える。

二 児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援を利用する子の当該児童発達支援の利用に係る付添いを行う場合

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。